

## 教職員多忙化改善推進協議会の設置について

### 1 趣旨・目的

- ・教職員の勤務時間縮減に向けた業務改善等の具体的な取組を進めるため、県教育委員会、市町教育委員会及び関係団体の代表者から構成される協議会を設置する。
- ・今年4月から実施している教職員の勤務時間調査の集計結果や分析について情報を共有し、県教育委員会としての取組、市町教育委員会としての取組、学校での取組等について協議し、取組方針を取りまとめ、来年度から順次実行に移していく。
- ・協議会の下に、県教育委員会事務局や教育事務所の担当者等から構成される3つのワーキンググループを設置し、調査・検討を行い、具体の方策を協議会に提案する。

### 2 組織体制

#### (1) 協議会委員

- ・県教育長、教育参事
  - ・市町教育長 代表2名
  - ・県高等学校長協会会長
  - ・県小中学校長会 代表3名
  - ・県高等学校体育連盟会長
  - ・県高等学校文化連盟会長
  - ・県中学校体育連盟会長
- 計11名

#### (2) ワーキンググループ

- ・小中学校ワーキンググループ
- ・県立学校ワーキンググループ
- ・部活動ワーキンググループ

### 3 協議事項

- (1) 時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- (3) 業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）
- (4) 部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

### 4 開催日

第1回 平成29年8月31日（木）午後1時30分～ 県庁内会議室